

広陵町自治基本条例

町の運営やまちづくりの基本ルールを定めたもので、町の条例や計画などは、自治基本条例の趣旨を尊重するとされている。**自治体の基本規範**と位置付け

逐条解説

自治基本条例の条文一つ一つについて、その制定の背景や趣旨、内容などを**解説**したもの

自治基本条例推進会議の委員と共に 「協働のまちづくり」の意識醸成について

- ・計画推進部会・条例周知部会の設置
- ・条例・計画・パブコメ等に関する決まり（規則等）の必要性
- ・周知のためのわかりやすい表現・自分事の取組
- ・文言の定義・法律等例規の改正・社会情勢を踏まえ、評価・検証・見直し

条例の目的を推進するため、具体的に基本方針、事例等、指標を示したものが必要

何から始めればいいのか、どのようなやり方・方法があるのか、わかりやすい手引きが必要

大人も子どももわかりやすく、手に取りやすいパンフレットが必要

わかりやすい取組にするために

推進会議の意見から作成した、計画など

広陵町まちづくり推進計画

条例のうち、参画と協働による持続可能なまちづくりを総合的かつ計画的に、そして具体的に推進するために策定したもの。条例が適正に運用されているかの検証及び評価や進行管理を推進する。

ハンドブックの作成

まちづくり協議会設立から運営までのハンドブック

地域自治活動と町民公益活動（まちづくり協議会の設立・運営等）について示したもの

条例制定や計画策定の際の住民参画のハンドブック

行政の業務における住民参画と協働の必要性・ポイントを示したもの

※必要に応じて、ハンドブックの作成 わかりやすいテーマ、活動のヒントなど

条例パンフレット（未来へつなぐまちづくり）

将来世代に誇りを持って引き継げるまちづくり（未来へつなぐまちづくり）